

千葉県医療審議会 様

基準病床数の加算について（諮問）

医療法（昭和 2 3 年法律第 2 0 5 号）第 3 0 条の 4 第 9 項及び医療法施行令（昭和 2 3 年政令第 3 2 6 号）第 5 条の 2 第 1 項第 1 号の規定により、下記 1 の保健医療圏について、必要病床数（職域等の病床数を除く）を確保するため、同施行令第 5 条の 2 第 2 項に規定する厚生労働大臣への協議に先立ち、下記 2 について諮問します。

令和 3 年 7 月 2 1 日

千葉県知事 熊 谷 俊 人

記

1 国に協議しようとする病床数

- （1）千葉保健医療圏 8, 0 9 7 床
- （2）東葛南部保健医療圏 1 3, 0 1 0 床
- （3）東葛北部保健医療圏 1 1, 6 1 9 床

2 諮問事項

加算を必要とする理由や加算しようとする病床数の算定根拠の妥当性等について